

変更検査、使用再開検査の在り方について

1 変更検査

ユーザーが特定機械等に変更を加えた場合は労働基準監督署長が行う変更検査を受けなければならない。主として部品の交換や補修等に伴い、構造規格等に適合しているかについての技術的確認を行うが、設置状況の確認も併せて行う必要がある。

なお、落成検査を行わない移動式クレーン、ゴンドラについても、法令に基づき、吊り具を適格に使用しているか等、法令に基づく安全措置の履行状況について確認し、必要に応じて、ユーザーに対して法令に基づく指導を行う。

このため、第1回検討会で議論した落成検査と同様に、ユーザーの利便性を考えると、引き続き行政機関が担うことが考えられないか。

2 使用再開検査

使用を休止した特定機械等を再び使用する場合に労働基準監督署長が行う使用再開検査を受けなければならない。設置段階等の検査を受けた後に休止した特定機械等の保存の状態、腐食や摩耗の状況等を確認するものであり、主として技術的な確認をするが、設置状況の確認も併せて行う必要がある。

なお、落成検査を行わない移動式クレーン、ゴンドラについても、法令に基づき、吊り具を適格に使用しているか等、法令に基づく安全措置の履行状況について確認し、必要に応じて、ユーザーに対して法令に基づく指導を行う。

このため、第1回検討会で議論した落成検査と同様に、ユーザーの利便性を考えると、引き続き行政機関が担うこと考えられないか。